

2. 平成21年度水道関係予算について

(1) 公共予算（水道施設整備費）について

平成21年度予算（案）における水道施設整備費は、他府省計上分を含めて958億円（対前年度比95%）を計上している。内訳は、簡易水道施設費に283億円、上水道施設費に674億円となっている。

簡易水道施設整備については、引き続き簡易水道事業統合計画に基づき統合を推進するために必要な事業費に、上水道施設整備については、管路等の水道施設の耐震化率が低い現状等を踏まえ、地震等の災害対策を推進するために必要な事業費に重点的に予算計上したところである。

補助制度の拡充については、水道事業の統合、老朽管の耐震化の促進等に資する補助メニューについて補助採択基準の緩和等を図るとともに、一方で、近年補助要望が減少し、一定の目的を達成したと考えられる補助メニューについて平成20年度限りで廃止することとしたところである。

これらの概要は次のとおりであるので、国庫補助の積極的な活用が図られるよう、各水道事業者への周知をお願いする。

○平成21年度予算（案）の概要

（単位：百万円）

区 分	平成20年度 予 算 額	平成21年度 予算額(案)	対前年度 増△減額	対前年度 比率(%)
水道施設整備費	100,848	95,805	△ 5,043	95.0
（簡易水道）	（ 29,684）	（ 28,349）	（△ 1,335）	（ 95.5）
（上水道）	（ 71,110）	（ 67,418）	（△ 3,692）	（ 94.8）
（調査費）	（ 54）	（ 38）	（ △ 16）	（ 70.4）

※ 厚生労働省、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、内閣府（沖縄）計上分の総計

【水道水源開発等施設整備費補助における国庫補助制度の拡充】

- ① 事業統合を行う場合の「老朽管更新事業」「重要給水施設配水管」「石綿セメント管更新事業」の補助採択基準の緩和（平成30年度までの時限措置）

給水人口5万人以上の水道事業者に係る水道料金要件を、次のいずれかに該当する水道事業者が行う場合には適用しない。

- ・平成21年度以降に水道事業（給水人口5,000人以下の水道事業を除く。）との事業統合（市町村区域を超えた経営統合を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合（経営統合を含む。）を行った水道事業者に係る水道事業者。

- ・水道事業（給水人口5,000人以下の水道事業を除く。）との事業統合計画（市町村区域を超えた経営統合を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合計画が、水道法第5条の2の規定に基づく広域的水道整備計画に定められている水道事業者に係る水道事業者。ただし、平成30年度までに統合する計画であるものに限る。

② 「老朽管更新事業」の補助対象の追加

基幹管路に布設されている耐震性の低い継手の「塩化ビニル管」を、老朽管更新事業の補助対象に加える。

③ 「老朽管更新事業」の補助採択基準の緩和（平成25年度までの時限措置）

老朽管更新事業のうち、基幹管路に布設されている鑄鉄管及びコンクリート管の更新であって、次のいずれにも該当する水道事業者が行う場合には、「給水人口5万人以上の水道事業者に係る水道料金要件」を適用しない。

- ・基幹管路における「布設後20年以上経過した鑄鉄管、コンクリート管」（以下「老朽管」という）が、基幹管路延長の10%以上残存している水道事業者。

- ・単年度あたり基幹管路延長の1.5%以上の老朽管の更新、又は単年度あたり5km以上の老朽管の更新を行う整備計画により事業を行う水道事業者。

【簡易水道等施設整備費補助における国庫補助制度の拡充】

④ 「簡易水道統合整備事業」の補助採択基準の緩和

- ・「同一行政区域内に存在する」との補助採択要件を撤廃する。

- ・「しゅん工後10年以上計画した」との補助採択基準を撤廃する。ただし、平成28年度までに統合しなければならない簡易水道等に限る。

⑤ 「基幹改良事業」の補助対象の追加

「飲料水供給施設」を基幹改良事業の補助対象に加える。ただし、平成28年度までに統合しなければならない飲料水供給施設であり、かつ、以下の地域にあるものに限る。

- ・過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、半島振興法に定める地域

⑥ 「基幹改良事業」の補助採択基準の緩和

基幹改良事業のうち「管路を廃止して新設する事業」について、次のとおり補助採択基準を緩和する。

- ・管路延長距離要件の20%以上を、10%以上に引き下げる。ただし、財政力指数が0.30以下の市町村が行う事業に限る。
- ・铸铁管及びコンクリート管の更新については、管路延長距離要件を適用しない。

【補助メニューの廃止】

次の事業については、平成20年度限りで廃止する。

- ① 水道水源開発等施設整備費補助
 - ・「浄水場排水処理施設」
 - ・水質検査施設等整備費の中の「水質検査施設」
- ② 簡易水道等施設整備費補助
 - ・「特鉱水道施設」

《参 考》

平成20年度第2次補正予算について

水道施設整備費において管路、配水池等の水道施設の耐震化の一層の促進を図るため、平成20年度第2次補正予算を計上した。

(単位：百万円)

区 分	予 算 額
厚生労働省計上分	8,450
内閣府計上分(沖縄)	1,530
国土交通省計上分(北海道)	200
合 計	10,180

【第2次補正予算における国庫補助制度の拡充】

<水道水源開発等施設整備費補助（ライフライン機能強化等事業費）>

①重要給水施設配水管（緊急時給水拠点確保等事業費）

- ・資本単価要件を適用しない。
- ・給水人口5万人以上の水道事業者に係る水道料金要件を適用しない。
- ・補助対象に、導水管及び送水管を加える。

②基幹水道構造物の耐震化事業（緊急時給水拠点確保等事業費）

- ・資本単価要件を適用しない。

③石綿セメント管更新事業（水道管路近代化推進事業費）

- ・給水人口要件を適用しない。
- ・資本単価要件を適用しない。
- ・給水人口5万人以上の水道事業者に係る水道料金要件を適用しない。
- ・「老朽度の高い」との要件を適用しない。

④老朽管更新事業（水道管路近代化推進事業費）

- ・資本単価要件を適用しない。
- ・給水人口5万人以上の水道事業者に係る水道料金要件を適用しない。
- ・補助対象に布設後20年以上経過した「塩化ビニル管」を加える。なお、配水支管を含む。

(2) 非公共予算について

水道ビジョン推進費の中で、アジアをはじめとする世界の水道の発展に貢献していくために、我が国の水道技術・制度等に関するアジアでの現地セミナー及び水道関係者との政策対話の開催、水道事業のニーズ調査等を実施し、我が国の水道分野の国際展開の取組を支援していくための経費として、水道産業国再展開推進事業費を220万円計上したところである。このほか、水質管理等強化対策費や水道水源水質対策費などの事業についても所要額を確保したところであり、引き続き、水道施策を推進していくこととしている。

(3) 水道施設整備費の執行について

公共事業予算については引き続き厳しい状況が続いているが、今後、大きな更新期を迎え、また、施設の耐震化の一層の推進が必要となっている中で、国庫補助も活用した計画的、積極的な施設の整備を進めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、平成21年度においても国庫補助を活用した事業の推進について、事業の前倒し施工等、積極的な検討・対応をお願いしたい。

なお、平成21年度における追加要望の調査については、資料2-2のとおり随時行う予定であるので承知願いたい。

また、補助事業の検討に当たっては、既存の補助メニューとともに平成21年度からの補助拡充等についても内容を熟知のうえ積極的活用を図られたい。

(4) 事業評価について

水道施設整備事業については、平成16年7月12日付「水道施設整備事業の評価の実施について」に基づき、事前評価及び再評価を実施することとしているが、平成19年7月30日付で「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」の一部を改正し、水道水源開発施設整備事業（海水淡水化施設を除く。）については、原則5年ごとの評価に加え、本体着工前の適切な時期に評価を実施することとしたので、各水道事業者に対し、再評価時期について遺漏なきよう周知願うとともに、他の事業についても、効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、当該通知を遵守し、適切な評価を実施するよう併せて周知願いたい。

また、総務省より平成20年8月8日付で公共事業の需要予測等に関する調査結果に基づく勧告がなされ、公共事業の需要予測等に用いた数値の根拠や算出過程の明確化、適時な需要予測等の見直し及びその結果の事業への反映、需要予測値と実績値が乖離している場合の原因分析等が求められた。厚生労働省では同勧告の趣旨を踏まえ、各都道府県水道行政主管部（局）長宛に、同日付で通知を发出したところであるが、水道施設整備費国庫補助事業の需要予測等の的確な実施に資する観点から、需要予測等に係る精度の向上に取り組むよう、貴管下関係水道事業者及び水道用水供給事業者に対して改めて周知をお願いする。

事業評価における適切な評価が行われていない事例として、費用便益比（B/C）を算定する上での前提となる将来人口予測及び水需要予測が適切に行われていない事例、B/Cの算定に代替費用法を用いている事例、費用又は便益の算定方法が不適当な事例等が見受けられることから、事前評価や再評価を実施する際には、国庫補助事業実施の必要性を客観的に判断できる適切な評価資料が作成されるよう、各都道府県におかれては、水道事業者及び水道用水供給事業者に対して適切な指導及び技術的助言を実施するようお願いする。

<水道施設整備事業の評価の概要>

○ 評価の実施時期

- ・ 事前評価は、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業採択前の段階において実施するものとする。

- ・ 再評価は、原則として、事業採択後5年を経過して実施中の事業を対象とし、原則5年経過ごとに実施するものとする。（但し、水道水源開発施設整備事業（海水淡水化施設を除く。）については、原則5年後との評価に加え、本体着工前の適切な時期に評価を実施するものとする。なお、本体着工前の適切な時期又は本体着工後に評価を実施した場合は、以後10年間評価を要しない。）
 - ・ その他、社会情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要性が生じた場合には、適宜、再評価を実施するものとする。
- 評価の実施体制
 - ・ 事業者は、評価に当たり、原則として、学識経験者等の第三者から意見を聴取するものとする。
 - 評価の内容
 - ・ 事前評価においては、新技術の活用、コスト縮減、代替案立案等の可能性、事業の必要性、計画の適切性等を踏まえ、費用対効果等の検討を各事業ごとに行う。
 - ・ 再評価においては、採択後の事業をめぐる社会情勢等の変化、事業の進捗状況等を踏まえたコスト縮減、代替案立案等の可能性の検討等を各事業ごとに行う。

(5) その他

ア. 国庫補助事業の早期契約締結について

公共事業施行状況調査については、毎月、報告をお願いしているところであるが、公共事業は早期の契約締結が求められることから、平成21年度における補助事業の早期実施、特に9月までの上半期での契約締結を行うよう、補助事業者に対する周知について、特段のご配慮をお願いする。

イ. 諸経費動向調査について

厚生労働省が作成している「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」については、新工法・技術への対応や適切な国庫補助事業の執行のため、施工技術調査検討会を設置し、適宜必要な調査及び検討を行いながら、その見直しを図っているところである。

そのうち、諸経費率の見直しの検討については、実態の把握及び検討のため諸経費動向調査を行ってきた。昨年度は、18年度工事实績データの解析を行ったが、調査データにバラツキが見られたことから、今年度も引き続き19年度工事实績データを収集し、2カ年にわたるデータにより解析・検討を実施した。

今後は、施工技術調査検討会による歩掛改定案を踏まえ、所用の検討、調整を進

めることとしている。

なお、諸経費動向調査は、当面の間継続することとしており、調査への協力とともに、対象となる工事には特記仕様書に記載するなどして、請負者の協力が円滑に得られるよう対応をお願いします。